

**投票日に都合の悪い方は
期日前投票などを
ご利用ください**

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

※投票日には選挙権を有することとなるが、投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない方(例えば、投票日には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など)は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができます。(不在者投票所は市役所地下教養室です。)

期間 4月20日(月)～4月25日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所地下教養室
持ち物 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

不在者投票

・他市町村で行う不在者投票
旅行先や滞在先で行う不在者投票

票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかります。

早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

自分の意思で自署できる方で、〈別表1〉に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

利用にはあらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。必要な方は、市選挙管理委員会へ申し出てください。

※代理記載制度

郵便などによる不在者投票をすることができず選挙人で、みずから投票の記載をすることができない方(別表2)に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者にかぎる。)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

郵便などによる不在者投票の対象者 (別表1)

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険	介護状態区分
両下肢・体幹	移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで	要介護者	要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸			特別項症から第3項症まで		
免疫の障がい		1級から3級	特別項症から第3項症まで		
肝臓		1級から3級	特別項症から第3項症まで		

「郵便等投票証明書」の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から7年
要介護者	交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで

※「郵便等投票証明書」を持っている方は、有効期間を確認してください。

郵便などによる不在者投票における代理記載制度対象者 (別表2)

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
〈別表1〉の該当者のうち上肢もしくは視覚		1級	特別項症から第2項症まで